

令和7年度 岸和田市社会福祉協議会
赤い羽根 岸和田の未来をつくる課題解決プロジェクト助成金
交付申請の手引き

はじめに

岸和田市社会福祉協議会では、赤い羽根共同募金を活用し、多様な市民活動団体や関係機関の連携によって市民参加で地域課題解決や市民の社会貢献意識の向上を目指す活動に対して助成を行います。以下の内容をご確認の上、申請を行ってください。

1. 助成対象について

【申請できる団体】

以下のいずれかを満たしている団体とします。

- (1) 岸和田市内で活動する営利を目的としない3名以上の市民活動団体
- (2) 岸和田市内で活動する市民活動団体と専門機関が協同で運営する協議体
(実行委員会形式でも申請可能です)

※ただし、以下の団体については、申請ができません。

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- (2) 過去に法令等に違反する等の不正行為を行った団体
- (3) 過去に助成金申請・報告等で不正を行った団体
- (4) 株式会社等の営利事業を目的に設立された団体
- (5) 特定の政治的・宗教的活動を主たる目的としている団体
- (6) 役員規定や、意思決定の流れなどを記載した会則を持たない団体
- (7) 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体

【助成対象事業】

岸和田市内で活動する団体、関係機関が2団体・機関以上で連携し、地域課題の予防や解決、市民の社会貢献意識の向上に寄与する以下の(1)～(7)に掲げる地域福祉活動に助成します。但し、新規事業、比較的短期的に効果が得られる事業を優先します。

- (1) 地域課題の把握・分析に関する事業
- (2) 既存の市民活動団体の組織・活動の見直しに関する事業
- (3) 地域福祉の新たな担い手育成に関する事業
- (4) ボランティア活動を含む社会貢献活動への市民の意識向上に関する事業

- (5) 災害に強い平常時からのまちづくりに関する事業
- (6) 具体的な個別の地域課題の予防や解決に関する事業
- (7) 上記事業に該当しないが、助成を行うことが適当であると思われ、かつ協議会会長が認めるその他の事業

【助成金対象経費】

事業に必要と認められる次の経費で、助成対象期間中に経費支出が完了するものに限ります。

経費の種類等	内 容
講師等への謝礼	講座・講演会などへの講師謝金、プロジェクトへのアドバイザー料 ※申請書に講師名を記入してください。 ※講師が複数名になる場合、また複数回にわたり講師を招く場合は、謝金の内訳を申請書に記入してください。
旅費	講師の交通費、宿泊費、または団体スタッフや対象者である高齢者や障害者などの移動に必要な交通費等
印刷製本費	事業の啓発に必要なチラシ・ポスター代、会議、講演会に必要な資料等の印刷費
使用料及び賃借料	事業の実施または講演会等の開催に必要な会場使用料 (高熱水費含む)
備品購入費	事業に必要な備品の購入費 ※3回まで申請可能です。 ※1回あたりの上限は10万円としてください。 ※1万円以上の備品については見積書等、詳細がわかる資料の提出が必要です。
消耗品購入費	事業に必要な消耗品の購入費 ※ボランティア交流会等の食材費は対象外です。
通信運搬費	事業やイベントの案内等に必要な切手、はがき代など
その他	交付が必要と認められる経費 ※申請の際にご相談ください。

【活動助成限度額】

1事業あたり20万円以内

※ただし、当該事業において、他の助成金と併用した助成は受けられません。

※予算の範囲での助成になり、新規団体・新規事業の申請を優先します。

【助成対象事業期間】

令和7年4月1日～翌年3月31日（年度当初に遡っての申請が可能です。）

2. 申請手続きについて

【申請に必要なもの】

様式1号・2号については、ボランティアセンターに取りに来られるか、社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてください。なお、社会福祉協議会登録団体については②～④は提出の必要がありません。

- ① 助成金交付申請書（様式1号）
- ② 団体基本情報カード（様式2号）
- ③ 申請団体の会則
- ④ 申請団体の会員名簿
- ⑤ 見積書等、詳細がわかる資料

※1万円以上の備品を購入希望の場合のみ提出が必要です。

※商品のカタログなどがあれば提出してください。

※インターネットの商品掲載ページの画面等のコピーなど、購入価格がわかるものでも可能です。

- ⑥ その他、申請事業の詳細がわかる資料（詳細なタイムスケジュールなど）

【申請受付期日】

令和7年5月16日（金）17時必着

3. 助成の適否の審査について

適正な交付申請書の提出を受け付けた後、審査会（6月下旬予定）において申請内容の審査を行い、助成の適否・助成金額を決定します。

4. 交付（不交付）決定の通知について

審査会の審査に基づき、助成金の交付（不交付）決定を行い、各申請団体に通知します。

助成金交付（不交付）決定通知書（様式3号）

5. 助成金の請求手続きについて

助成が決定した団体は、すみやかに**助成金交付請求書（様式4号）**を提出してください。

6. 助成金の交付について

請求書を受理した後、30日以内に当該団体に対し交付します。

7. 事業完了報告書の提出等について

【事業実施報告書の提出】

助成事業完了後、「**事業実施報告書（様式5号）**」に必要な書類（助成金事業に関わる経費の領収書、事業内容がわかる資料）を添えて事業完了後30日以内に提出してください。

8. その他

【事業内容の変更】

助成事業（活動）の変更がある場合は、事前にボランティアセンターまで相談をしてください。必要に応じて、事業変更申請書（様式6）を提出していただく場合があります。

但し、申請事業区分や事業目的の変更、事業内容等が大幅に変更する場合は認められません。

【事業内容の中止等】

助成事業（活動日時）が、対象期間内に完了できない場合や中止した場合は、すみやかにボランティアセンターまで連絡してください。

【事業運営に際してのお願い】

当助成金を活用して印刷物を作成する場合は、必ず、「当事業については赤い羽根 岸和田の未来をつくる課題解決プロジェクト助成金を活用しています」という一文を入れてください。

また当助成金を活用して購入された備品についても、「赤い羽根 岸和田の未来をつくる課題解決プロジェクト助成金」と記載したシールなどを貼付してください。

.....

【助成金事業に関するお問合せ・各種書類の提出先】

岸和田市ボランティアセンター 〒596-0076 岸和田市野田町1-5-5

TEL 072-430-3366 FAX 072-431-1500

E-mail vc@Kishiwadashisyakyo.onmicrosoft.com

※各種書類の提出について

持参することができない場合は郵送でも結構です。（受付最終日までの消印有効）

ただし、記載内容に不備があった場合は来所の上、訂正していただく場合があります。